

生嶋洋一議員の議員辞職勧告に関する決議

生嶋洋一議員の議員辞職勧告に関する決議

高砂市議会は、生嶋洋一議員の議員辞職を勧告する。
上記決議する。

2005年（平成17年）9月13日

高砂市議会

理 由

先般、生嶋洋一議員が廃棄物処理法違反容疑で書類送検され、当該容疑について司法の判断が示されたが、それは容疑事実の存在は認めつつ、起訴は行わないとする、起訴猶予処分であった。

高砂市議員政治倫理条例は、議員に対し、疑惑を招く行為ですら禁じており、その条例の精神を大きく逸脱していると言わざるを得ない。

生嶋洋一議員は議員としての政治的、道義的責任を免れえず、このまま高砂市議会に留まることは、市民感情からも高砂市議員政治倫理条例の精神からも許されるべきではない。

よって、高砂市議会は議会の名誉を守り、議会の刷新浄化への責任に基づき生嶋洋一議員に対し議員辞職を勧告するものである。